

事 務 連 絡

平成 2 7 年 9 月 3 日

各指定居宅介護支援事業者 殿

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準の「正当な理由」の判断基準等の改定について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。標記減算の判断基準等につきましては、平成 2 7 年度介護報酬改定に伴い、このたび、「正当な理由」の判断基準等を次のとおり改定しましたので、通知します。

なお、この通知の内容は、2 に記載の日から適用となることを申し添えます。

1. 「正当な理由」の判断基準等の改定について

(1) 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準について、平成 2 4 年厚生労働省告示第 9 6 号第 5 7 号に規定されていたところ、平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 5 号第 8 3 号により改正されたことから、これまでの判断基準のケース 5（改正後の判断基準のケース 5 及びケース 6）の「9 0 % 以下になる場合」を「同一の事業者によって提供されたものの占める割合が 8 0 % 以下になる場合」に改めます。

(2) 上記の基準が改めて規定されたことから、これまでの判断基準のケース 5 (6) (改正後の判断基準のケース 6 (1)) の「居宅サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与）を同一法人の事業所で実施して欲しい旨の依頼があった利用者のプラン」を「居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、又は看護小規模多機能居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）を同一法人の事業所で実施するよう依頼があった利用者のプラン」に改めます。

(3) 上記の基準が改めて規定されたこと及び老企36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)が改正されたことを鑑みて、判断基準のケース4の「対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の1月当たりの平均で5件以下である場合」を「対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の1月当たりの平均で10件以下である場合」に改めます。

(4) 諸般の事情を総合的に勘案し、判断基準のケース5の「プラン作成時点で以下の各条件」にあたる

- (1) 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン
- (2) 訪問介護サービスに関して、特定事業所加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン
- (3) 通所介護サービスに関して、栄養改善加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン
- (4) 通所介護サービスに関して、口腔機能向上加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン
- (5) 通所介護サービスに関して、個別機能訓練加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプランについては、
 - ア 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ通院等乗降介助について位置付けのあるプラン
 - イ 訪問介護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプラン
 - ウ 訪問看護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜

間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプランに改めます。

また、判断基準のケース5の「プラン作成時点で以下の各条件」にあたる

(6)区役所から、プラン作成と居宅サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与）

を同一法人の事業所で実施して欲しい旨の依頼があった利用者のプラン
をケース6（1）に位置付け、

(7)判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なくな
った利用者のプラン

をケース6（2）に位置付けます。

（5）諸般の事情を総合的に勘案し、判断基準のケース6の「別添のガイドライン（事
業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン）に従い、居宅介護支援事業所の通常
の事業の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち、異なる法人
が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を
使用して十分説明を行い、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で
得ている場合」

をケース5（2）として位置付けます。

また、「正当な理由」の判断基準の改定に伴い、利用者説明ガイドライン及び確認書
様式も併せて改定いたします。

2. 適用開始日について

平成27年9月1日（平成27年度後期分判定期間の初日）から適用します。

（高齢者事業推進課事業者指定係 担当）

TEL 044-200-2469

FAX 044-200-3926

「正当な理由」の判断基準等の新旧対照表（参考）

◎特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準（抜粋）

※ケース1～3は変更なし

改定後	改定前
<p>4 サービスごとに計算した場合に、対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の1月当たりの平均で<u>10</u>件以下である場合</p>	<p>4 サービスごとに計算した場合に、対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の1月当たりの平均で<u>5</u>件以下である場合</p>
<p>5 (1) プラン作成時点で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、<u>同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる場合</u></p> <p>ア 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ<u>通院等乗降介助について位置付けがあるプラン</u></p> <p>イ 訪問介護サービスに関して、<u>早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプラン</u></p> <p>ウ 訪問看護サービスに関して、<u>早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置</u></p>	<p>5 プラン作成時点で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した結果、<u>90%以下になる場合</u></p> <p>(1) 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載している<u>プラン</u></p> <p>(2) 訪問介護サービスに関して、<u>特定事業所加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン</u></p> <p>(3) <u>通所介護サービスに関して、栄養改善加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン</u></p>

付けられているプラン

(2) 5 (1) ア、イ、ウ及び6の(1)、(2)の各条件に該当する利用者以外の利用者に対し、別添ガイドライン(事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドラインに従い、居宅介護支援事業所の通常の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち、異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合

(4) 通所介護サービスに関して、口腔機能向上加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン

(5) 通所介護サービスに関して、個別機能訓練加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しているプラン

(6) 市町村又は区役所(政令指定都市の場合)から、プラン作成と居宅サービス(訪問介護、通所介護、福祉用具貸与)を同一法人の事業所で実施して欲しい旨の依頼があった利用者のプラン

(7) 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なくなった利用者のプラン

6 プラン作成時点で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる場合

(1) 市町村又は区役所（政令指定都市の場合）から、プラン作成と居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）特定福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、又は看護小規模多機能居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）を同一法人の事業所で実施するよう依頼があった利用者のプラン

(2) 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なくなった利用者のプラン

6 5の各条件に該当する利用者以外の利用者に対し、別添のガイドライン（事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン）に従い、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち、異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合